

【向井流東京上野門下 級・段位 基準表】

級・段	平掻(縦扇り)	平泳	平水	肩指	拔手	諸拔手	一重伸(横体)	その他
5 級							25m (略体)	
4 級	25m (平泳手可)						25m (略体・ 片拔手)	
3 級	25m	25m		斜横体			25m(正体)	
2 級	25m	25m (正体)	1 分	25m			25m (15 回 以内)	
1 級	50m	50m	5 m 前後左 右移動)	25m (正体)	25m		25m(13 回以 内)	一文字浮・十文字浮、正体片 拔手
初 段	50m	100m	10 分	25m (45 秒 以内)	25m(正体)	1 回	片拔手(25m)	順下・逆下、木の葉返し *助教 〔平水目録〕
二 段			立泳(5分)	25m (35 秒 以内)	25m	3 回	片拔手(25m ×左下・右下)	前鴨・後鴨 〔浪越目録〕
三 段			立泳 (10 分) 水書(2 文字)		25m	3 回	拔手伸	どんぶり鉢、小拔手 (バタ足) 小 拔 手 、 潜 水 25 m
四 段			立泳 (15 分) 水車		50m	5 回	拔手伸(正体)	*教師 〔飛潜目録〕 扇子諸返 〔開伝目録〕
五 段			水書 (4 文字 以上)		50m	5 回		邯鄲 *師範 〔師範目録〕

経年；跳び級はあり、跳び段なし、初段：15 歳以上、二段：16 歳以上、三段：18 歳以上、四段：21 歳以上、五段：25 歳以上

但し、水連資格と並列段位認定＝游士：初段、練士：二段、教士：三段、範士：五段

学科試験：三段・四段・五段、指導歴：関係なし、実体験：なし、証書：あり、印：あり、検定・認定料：あり、各級：500 円 各段：1000 円

検定：向井流東京上野門下 泳ぎ合わせで、年2回（6月、12月）検定員：師範及び範士・または各会代表

【向井流東京上野門下連絡会 会則】

2018年7月1日制定

第1条（名称）

本会は、「向井流東京上野門下連絡会」と称す

第2条（目的）

師上野徳太郎が伝承した‘向井流’の泳法及び教示を正しく継承すること

第3条（会員条件）

師上野徳太郎の伝承を理解し、学び、正しく継承する団体及び個人

第4条（運営）

上記条件の団体代表者、認められた個人によって運営する

第5条（役員）

次の役職と人員を定める

会 長 1人、会 計 1人、書 記 2人

第6条（任期）

役員任期は、2年間とする

但し、再任は、妨げない

第7条（監事）

会には、監事をおく

第8条（監事の任期）

監事の任期は、1年間とする

第9条（顧問・相談役）

会には、顧問と相談役をおく

第10条（会費）

会に属する全ての個人から、年間1,000円徴収する

第11条（会費使用対象）

会の運営上必要と認められる経費に使用する

第12条（会の行事）

会では、次の行事を行う

総会

泳ぎ合わせ会

級・段検定試験

（その他）

第13条（会員の除名）

会員に次の行為があった場合、除名とする

会の規則に離反する行為

会の運営に支障をきたす行為

以上